

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱の一部改正  
（県例規集登載）

経営支援課

- 漁船保険付保義務の消滅

水産課

- 道路の区域変更

道路整備課

### 【公告】

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

経営支援課  
建築指導課

- 随意契約の相手方の決定

警察本部会計課

### 【選挙管理委員会】

- 政治団体の名称等の公表
- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し

選挙管理委員会

” ” ” ”

## 目次

担当課（室）

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

## ◎岡山県告示第九十二号

岡山県新型コロナウイルス感染症対応資金融資制度要綱（令和二年岡山県告示第二〇五十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十九年岡山県告示第九十一号（日生加入区、寄島加入区、神島加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和三年二月二十日限り、消滅した。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 日生加入区

寄島加入区

神島加入区

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

◎岡山県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 落合建部線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
久米郡美咲町西埴和字大ジャレ二一九番一地先から	久米郡美咲町西埴和字知者崩二〇一九番二地先まで	新	一一・九〇 二四七・〇	四三〇・〇
久米郡美咲町西埴和字大ジャレ二一九九番一地先から	久米郡美咲町西埴和字知者崩二〇一九番二地先まで	旧	八・九〇 二七・一	四三〇・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 江与味上河内線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 江与味上河内線  
 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米群美咲町江与味字成久上へ一一七〇番三地先から	新	四・〇〃	一一〇〇・〇
久米群美咲町江与味字悦向五一三五番一 地先まで	新	二〇・二	一一〇〇・〇
久米群美咲町江与味字成久上へ一一七〇番三地先から	新	八・三〃	二〇〇・〇
久米群美咲町江与味字城の後四〇二六番 一地先を経て	新	三八・三	二〇〇・〇
久米群美咲町江与味字悦向五一三五番一	新	三八・三	二〇〇・〇

新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新	四・〇〃	一一〇〇・〇
旧	四・〇〃 五・〇	一〇〇・〇

久米群美咲町江与味字成久上へ一一七〇 番三地先から 久米郡美咲町江与味字悦向五一三五番一 地先まで	地先まで
旧	
四・〇 〽 一一〇・二	
一一〇〇・〇	

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

〔八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

### 3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置

### 4 変更年月日

令和三年三月一日

## 二 届出年月日

令和三年二月十六日

## 三 縦覧の期間及び場所

### 1 縦覧の期間

令和三年二月二十六日から同年六月二十八日まで

### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

〔八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字樋口三三〇―四、三三二―、三三三―、三三四―一、三三三―地先水、三

三四―二地先水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目六―三六

株式会社吉備土地開発

代表取締役 渡邊 康晴

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇四号

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

〔八二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字樋口三三〇―四、三三二一、三三三二、三三三三、三三四―二、三三三三地先水、三

三四―二地先水

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目六―三六

株式会社吉備土地開発

代表取締役 渡邊 康晴

五 許可番号

岡山県指令建指第二〇四号

# 令和3年2月26日 岡山県公報 第12272号

〔八三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和三年二月二十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
O P I W A N基幹系システムサーバ機器再賃貸借 一式
- 二 借入期間  
令和三年三月一日から令和四年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部警務部情報管理課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和二年十二月十日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
N E Cキャピタルソリューション株式会社  
岡山市北区下石井二丁目二番五号
- 六 契約金額  
一月当たり四、一八九、九七七円（うち消費税額及び地方消費税の額三八〇、九〇七円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）  
随意契約
- 八 随意契約の理由  
政令第十一条第一項第一号に該当するため

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

令和三年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
牛尾直人後援会	牛尾直人	牛尾直人	赤磐市下仁保三二七―四三	令和三・一・二九
活力と魅力あふれる市政をつくる会	高橋優	高橋優	備前市東片上二六八―一	〃
神原一寿後援会	小林泰二	酒井良也	美作市古町一七四八―二	〃
				一・四

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党岡山県総支部	難波 奨二	主たる事務所の所在地	岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	岡山市北区野田三二五八安井ビル二〇	令和三・一・二二
連合会			三	三	
立憲民主党岡山県第1区	原田 謙介		岡山市北区京町一三一五高田ビル一F	岡山市北区野田三二五八安井ビル二〇	令和三・一・二二
総支部			三	三	

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
岡山県歯科技工士連盟	岡崎 太郎	代表者の氏名	岡崎 太郎	後藤 忠	令和三・一・二四
後楽会政治連盟	宗岡 一正	代表者の氏名	宗岡 一正	牧野 雅美	令和三・一・一八
全国旅館政治連盟岡山支部	永山 久徳	代表者の氏名	永山 久徳	白井 正一郎	令和二・五・二八
部					
		会計責任者の氏名	永山 久徳	白井 正一郎	
		代表者の氏名	山下 幹次	高橋 正明	令和三・一・一七
		主たる事務所の所在地	美作市土居二六二四一六	美作市土居二六四四一	令和三・一・二五
		会計責任者の氏名	和田 功	江見 正文	

◎岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

令和三年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

国民民主党岡山県第4区総支部

三宅和広

令和二・九・一一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

明日の郷土を作る会

宮田好夫

令和三・一・二九

植田修弘後援会

古城哲夫

令和二・一二・二一

山下たかし氏の支援の輪を拡げる会

安宅敬祐

〃 一二・三一

◎岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和三年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

異動年月日

出をした者の氏名

和田 功

和田いさお後援会

主たる事務所の所在地

美作市土居二六二四一六

美作市土居二六四四一一

令和三・一・二五

◎岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和三年二月二十六日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

宮田好夫

明日の郷土を作る会

資金管理団体で

なくなった年月日

令和三・一・二九